

電気料金プラン定義書

【低圧】

九州電力送配電管内

(2020年12月25日実施)

リコージャパン株式会社

| | |
|---|----|
| 1. 適用地域 | 2 |
| 2. 実施期日 | 2 |
| 3. 定義 | 2 |
| 4. 単位および端数処理 | 2 |
| 5. 電気料金プラン | 3 |
| 6. 九州従量電灯1 | 3 |
| 7. 九州従量電灯2 | 5 |
| 8. 九州従量電灯1(C) | 6 |
| 9. 九州従量電灯2(C) | 8 |
| 10. 九州従量電灯1 リコー再エネスタンダード100(略称:再エネ100) | 10 |
| 11. 九州従量電灯2 リコー再エネスタンダード100(略称:再エネ100) | 12 |
| 12. 九州従量電灯1(C) リコー再エネスタンダード100(略称:再エネ100) | 13 |
| 13. 九州従量電灯2(C) リコー再エネスタンダード100(略称:再エネ100) | 15 |
| 14. 九州従量電灯1 リコー再エネエコノミー30(略称:再エネ30) | 17 |
| 15. 九州従量電灯2 リコー再エネエコノミー30(略称:再エネ30) | 19 |
| 16. 九州従量電灯1(C) リコー再エネエコノミー30(略称:再エネ30) | 20 |
| 17. 九州従量電灯2(C) リコー再エネエコノミー30(略称:再エネ30) | 23 |
| 18. 九州動力 | 25 |
| 19. 九州動力 リコー再エネスタンダード100(略称:再エネ100) | 26 |
| 20. 九州動力 リコー再エネエコノミー30(略称:再エネ30) | 28 |
| 21. 本定義書の変更および廃止 | 30 |
| 別表 | 32 |
| 1. 燃料費調整 | 32 |
| 2. 離島ユニバーサルサービス調整 | 35 |
| 3. 燃料費等調整 | 37 |
| 4. 契約容量および契約電力の算定方法 | 37 |
| 5. 負荷率の算定方法 | 37 |

電気料金プラン定義書【九州電力送配電管内】(以下、「本定義書」といいます。)は、当社の電気需給約款【低圧】(以下、電気需給約款といいます。)に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。

なお、本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額はすべて消費税等相当額を含みます。

1. 適用地域

本定義書は以下の地域に適用します。ただし、離島(その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限り)は除きます。

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

2. 実施期日

「本定義書」は、2020年12月25日より実施し、その後、当社が承諾し契約に至った契約に対して適用します。

3. 定義

本定義書において定義される言葉は、電気需給約款によるものとします。

4. 単位および端数処理

本定義書において電気料金その他の計算をする場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (2) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。ただし、8(九州動力)にて申し出た値が0.5キロワット以下となるときには、契約電力を0.5キロワットとします。

5. 電気料金プラン

電気料金プランは次のとおりとします。

| 需要区分 | 契約種別 |
|----------------------|-------------------------------|
| 電灯需要 | 九州従量電灯1 |
| | 九州従量電灯2 |
| | 九州従量電灯1(C) |
| | 九州従量電灯2(C) |
| | 九州従量電灯1 リコー再エネスタンダード100 |
| | 九州従量電灯2 リコー再エネスタンダード100 |
| | 九州従量電灯1(C) リコー再エネスタンダード100 |
| | 九州従量電灯2(C) リコー再エネスタンダード100 |
| | 九州従量電灯1 リコー再エネエコノミー30 |
| | 九州従量電灯2 リコー再エネエコノミー30 |
| | 九州従量電灯1(C) リコー再エネエコノミー30 |
| | 九州従量電灯2(C) リコー再エネエコノミー30 |
| | 動力需要 |
| 九州動力 リコー再エネスタンダード100 | |
| 九州動力 リコー再エネエコノミー30 | |

6. 九州従量電灯1

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上ま

たは一般送配電事業者の都合でやむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

イ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、または60アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

ロ 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

(4) 電気料金

料金は、基本料金と、使用電力量 1キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた電力量料金および電気需給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表 3(燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を差し引き、もしくは燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

| 契約容量 | 基本料金 |
|------------|-------------|
| 契約電流30アンペア | 855. 56円 |
| 契約電流40アンペア | 1, 140. 74円 |
| 契約電流50アンペア | 1, 425. 93円 |
| 契約電流60アンペア | 1, 711. 11円 |

ロ 電力量料金

電力量料金単価は次のとおりとします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 |
|------------|---------|
| 1キロワット時につき | 22. 87円 |

(5) 契約電流の変更

イ 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、原則変更を承諾したのちに到来する電気の検針日もしくは計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

ロ お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の検針日もしくは計量日から1年目の日が属する月の検針日もしくは計量日まで、

契約電流を変更することはできません。

- ハ 電気の使用実態に応じ イ で決めた契約電流が不相当と当社が認める場合、当社はその理由を事前に通知の上、契約電流を変更することができるものとします。
- ニ 契約電流の変更にとまない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款(電気需給約款の変更)(3)および(4)に準じます。

7. 九州従量電灯2

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

- イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の都合でやむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

- イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値を参考に、最大負荷を基準として設定いたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。

- ロ 当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

(4) 電気料金

料金は、基本料金と、使用電力量 1キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた電力量料金および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表1(燃料費調整)によって算定された燃料費調整額を差し引き、もしくは燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

| | |
|---------------|---------|
| 契約容量 | 基本料金 |
| 1キロボルトアンペアにつき | 295.37円 |

ロ 電力量料金

電力量料金単価は次のとおりとします。

| | |
|------------|---------|
| 従量区分 | 電力量料金単価 |
| 1キロワット時につき | 22.87円 |

(5) 契約容量の変更

- イ 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、原則変更を承諾したのちに到来する電気の検針日もしくは計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- ロ お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の検針日もしくは計量日から1年目の日が属する月の検針日もしくは計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- ハ 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款(電気需給約款の変更)(3)および(4)に準じます。

8. 九州従量電灯1(C)

(1) 適用条件

- イ 以下の何れかの条件を満たした場合に、本電気料金プランを適用いたします。
 - ・本電気需給契約のお申し込みと同時に、同一の需要場所において、当社指定の対象サービスの何れかをご契約いただくこと
 - ・本電気需給契約をお申し込み時点で、同一の需要場所において、当社指定の対象サービスの何れかが契約中であること
- ロ 当社指定の対象サービスは以下といたします。
 - ・NETBegin BBパック Select
 - ・NETBegin BBパック Next
 - ・リコー ひかり
 - ・マネージドITサービス「ゲートウェイセキュリティパック」
 - ・RICOH サイバーセキュリティパック
- ハ 本電気料金プランの供給開始後に、ロに定める対象サービスが解約となった場合でも、本電気料金プランは継続適用いたします。

(2) 解約条件

本電気料金プランを解約する場合は、お客さまは中途解約手数料をお支払いいただくこと

により解約できるものいたします。また、以下に該当する場合は、中途解約手数料を支払うことなく、解約できるものいたします。

- イ 契約満了日(次年度以降の更新も含む)以前の1ヵ月以内に解約となる場合
- ロ 移転により解約となる場合

| | |
|---------|------------|
| 中途解約手数料 | 5,000円 非課税 |
|---------|------------|

(3) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

- イ 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(4) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の都合でやむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(5) 契約電流

- イ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、または60アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。
- ロ 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

(6) 電気料金

料金は、基本料金と、使用電力量 1キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた電力量料金および電気需給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表 3(燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を差し引き、もしくは燃料費等調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は1ヵ月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

| 契約容量 | 基本料金 |
|------------|-----------|
| 契約電流30アンペア | 855.56円 |
| 契約電流40アンペア | 1,140.74円 |

| | |
|------------|-----------|
| 契約電流50アンペア | 1,425.93円 |
| 契約電流60アンペア | 1,711.11円 |

ロ 電力量料金

電力量料金単価は次のとおりとします。

| | |
|------------|---------|
| 従量区分 | 電力量料金単価 |
| 1キロワット時につき | 21.87円 |

(7) 契約電流の変更

- イ 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、原則変更を承諾したのちに到来する電気の検針日もしくは計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- ロ お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の検針日もしくは計量日から1年目の日が属する月の検針日もしくは計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- ハ 電気の使用実態に応じ イ で決めた契約電流が不相当と当社が認める場合、当社はその理由を事前に通知の上、契約電流を変更することができるものとします。
- ニ 契約電流の変更にとまない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款(電気需給約款の変更)(3)および(4)に準じます。

9. 九州従量電灯2(C)

(1) 適用条件

- イ 以下の何れかの条件を満たした場合に、本電気料金プランを適用いたします。
 - ・本電気需給契約のお申し込みと同時に、同一の需要場所において、当社指定の対象サービスの何れかをご契約いただくこと
 - ・本電気需給契約をお申し込み時点で、同一の需要場所において、当社指定の対象サービスの何れかが契約中であること
- ロ 当社指定の対象サービスは以下といたします。
 - ・NETBegin BBパック Select
 - ・NETBegin BBパック Next
 - ・リコー ひかり
 - ・マネージドITサービス「ゲートウェイセキュリティパック」
 - ・RICOH サイバーセキュリティパック
- ハ 本電気料金プランの供給開始後に、ロに定める対象サービスが解約となった場合でも、

本電気料金プランは継続適用いたします。

(2) 解約条件

本電気料金プランを解約する場合は、お客さまは中途解約手数料をお支払いいただくことにより解約できるものといたします。また、以下に該当する場合は、中途解約手数料を支払うことなく、解約できるものといたします。

- イ 契約満了日(次年度以降の更新も含む)以前の1ヵ月以内に解約となる場合
- ロ 移転により解約となる場合

| | |
|---------|------------|
| 中途解約手数料 | 5,000円 非課税 |
|---------|------------|

(3) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

- イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(4) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の都合でやむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(5) 契約容量

- イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値を参考に、最大負荷を基準として設定いたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。

- ロ 当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

(6) 電気料金

料金は、基本料金と、使用電力量 1キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた電力量料金および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表1(燃料費調整)によって算定された燃料費調整額を差し引き、もしくは燃料費調整額を加えたものといたします。

- イ 基本料金

基本料金は1ヵ月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の

基本料金は、半額とします。

| | |
|---------------|---------|
| 契約容量 | 基本料金 |
| 1キロボルトアンペアにつき | 295.37円 |

ロ 電力量料金

電力量料金単価は次のとおりとします。

| | |
|------------|---------|
| 従量区分 | 電力量料金単価 |
| 1キロワット時につき | 21.87円 |

(7) 契約容量の変更

- イ 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、原則変更を承諾したのちに到来する電気の検針日もしくは計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- ロ お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の検針日もしくは計量日から1年目の日が属する月の検針日もしくは計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- ハ 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款(電気需給約款の変更)(3)および(4)に準じます。

10. 九州従量電灯1 リコー再エネスタンダード100(略称:再エネ100)

(1) 適用範囲

本プランは非化石証書を用いて、実質的に再生可能エネルギーの電気を提供するプランです。本プランの排出係数については、環境省公表予定の2019年度「電気事業者別排出係数メニューB」を参照してください。

電灯または小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

- イ 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の都合でやむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

- イ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、または60アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

- ロ 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

(4) 電気料金

料金は、基本料金と、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた電力量料金および電気需給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表 3(燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を差し引き、もしくは燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

| 契約容量 | 基本料金 |
|------------|-------------|
| 契約電流30アンペア | 855. 56円 |
| 契約電流40アンペア | 1, 140. 74円 |
| 契約電流50アンペア | 1, 425. 93円 |
| 契約電流60アンペア | 1, 711. 11円 |

ロ 電力量料金

電力量料金単価は次のとおりとします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 |
|------------|---------|
| 1キロワット時につき | 24. 87円 |

- ハ 本プランにおける電力供給にあたり、市場変化による調達状況に応じて料金を見直す場合があります。

(5) 契約電流の変更

イ 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、原則変更を承諾したのちに到来する電気の検針日もしくは計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

ロ お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の検針日もしくは計量日から1年目の日が属する月の検針日もしくは計量日まで、契約電流を変更することはできません。

ハ 電気の使用実態に応じ イ で決めた契約電流が不相当と当社が認める場合、当社はその理由を事前に通知の上、契約電流を変更することができるものとします。

- ニ 契約電流の変更にもない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款(電気需給約款の変更)(3)および(4)に準じます。

11. 九州従量電灯2 リコー再エネスタンダード100(略称:再エネ100)

(1) 適用範囲

本プランは非化石証書を用いて、実質的に再生可能エネルギーの電気を提供するプランです。本プランの排出係数については、環境省公表予定の2019年度「電気事業者別排出係数メニューB」を参照してください。

電灯または小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

- イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の都合でやむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

- イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値を参考に、最大負荷を基準として設定いたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。

- ロ 当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

(4) 電気料金

料金は、基本料金と、使用電力量 1キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた電力量料金および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表1(燃料費調整)によって算定された燃料費調整額を差し引き、もしくは燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

| | |
|---------------|---------|
| 契約容量 | 基本料金 |
| 1キロボルトアンペアにつき | 295.37円 |

ロ 電力量料金

電力量料金単価は次のとおりとします。

| | |
|------------|---------|
| 従量区分 | 電力量料金単価 |
| 1キロワット時につき | 24.87円 |

ハ 本プランにおける電力供給にあたり、市場変化による調達状況に応じて料金を見直す場合があります。

(5) 契約容量の変更

- イ 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、原則変更を承諾したのちに到来する電気の検針日もしくは計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- ロ お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の検針日もしくは計量日から1年目の日が属する月の検針日もしくは計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- ハ 契約容量の変更にとまない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款(電気需給約款の変更)(3)および(4)に準じます。

12. 九州従量電灯1(C) リコー再エネスタンダード100(略称:再エネ100)

(1) 適用条件

- イ 以下の何れかの条件を満たした場合に、本電気料金プランを適用いたします。
 - ・本電気需給契約のお申し込みと同時に、同一の需要場所において、当社指定の対象サービスの何れかをご契約いただくこと
 - ・本電気需給契約をお申し込み時点で、同一の需要場所において、当社指定の対象サービスの何れかが契約中であること
- ロ 当社指定の対象サービスは以下といたします。
 - ・NETBegin BBパック Select
 - ・NETBegin BBパック Next
 - ・リコー ひかり
 - ・マネージドITサービス「ゲートウェイセキュリティパック」
 - ・RICOH サイバーセキュリティパック
- ハ 本電気料金プランの供給開始後に、ロに定める対象サービスが解約となった場合でも、

本電気料金プランは継続適用いたします。

(2) 解約条件

本電気料金プランを解約する場合は、お客さまは中途解約手数料をお支払いいただくことにより解約できるものといたします。また、以下に該当する場合は、中途解約手数料を支払うことなく、解約できるものといたします。

イ 契約満了日(次年度以降の更新も含む)以前の1ヵ月以内に解約となる場合

ロ 移転により解約となる場合

| | |
|---------|------------|
| 中途解約手数料 | 5,000円 非課税 |
|---------|------------|

(3) 適用範囲

本プランは非化石証書を用いて、実質的に再生可能エネルギーの電気を提供するプランです。本プランの排出係数については、環境省公表予定の2019年度「電気事業者別排出係数メニューB」を参照してください。

電灯または小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(4) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の都合でやむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(5) 契約電流

イ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、または60アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

ロ 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

(6) 電気料金

料金は、基本料金と、使用電力量 1キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた電力量料金および電気需給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表 3(燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を差し引き、もしくは燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は1ヵ月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の

基本料金は、半額とします。

| 契約容量 | 基本料金 |
|------------|-----------|
| 契約電流30アンペア | 855.56円 |
| 契約電流40アンペア | 1,140.74円 |
| 契約電流50アンペア | 1,425.93円 |
| 契約電流60アンペア | 1,711.11円 |

ロ 電力量料金

電力量料金単価は次のとおりとします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 |
|------------|---------|
| 1キロワット時につき | 23.87円 |

ハ 本プランにおける電力供給にあたり、市場変化による調達状況に応じて料金を見直す場合があります。

(7) 契約電流の変更

- イ 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、原則変更を承諾したのちに到来する電気の検針日もしくは計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- ロ お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の検針日もしくは計量日から1年目の日が属する月の検針日もしくは計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- ハ 電気の使用実態に応じ イ で決めた契約電流が不相当と当社が認める場合、当社はその理由を事前に通知の上、契約電流を変更することができるものとします。
- ニ 契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款(電気需給約款の変更)(3)および(4)に準じます。

13. 九州従量電灯2(C) リコー再エネスタンダード100(略称:再エネ100)

(1) 適用条件

- イ 以下の何れかの条件を満たした場合に、本電気料金プランを適用いたします。
 - ・本電気需給契約のお申し込みと同時に、同一の需要場所において、当社指定の対象サービスの何れかをご契約いただくこと
 - ・本電気需給契約をお申し込み時点で、同一の需要場所において、当社指定の対象サービスの何れかが契約中であること
- ロ 当社指定の対象サービスは以下といたします。

- NETBegin BBパック Select
- NETBegin BBパック Next
- リコー ひかり
- マネージドITサービス「ゲートウェイセキュリティパック」
- RICOH サイバーセキュリティパック

ハ 本電気料金プランの供給開始後に、ロに定める対象サービスが解約となった場合でも、本電気料金プランは継続適用いたします。

(2) 解約条件

本電気料金プランを解約する場合は、お客さまは中途解約手数料をお支払いいただくことにより解約できるものといたします。また、以下に該当する場合は、中途解約手数料を支払うことなく、解約できるものといたします。

- イ 契約満了日(次年度以降の更新も含む)以前の1ヵ月以内に解約となる場合
- ロ 移転により解約となる場合

| | |
|---------|------------|
| 中途解約手数料 | 5,000円 非課税 |
|---------|------------|

(3) 適用範囲

本プランは非化石証書を用いて、実質的に再生可能エネルギーの電気を提供するプランです。本プランの排出係数については、環境省公表予定の2019年度「電気事業者別排出係数メニューB」を参照してください。

電灯または小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

- イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(4) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の都合でやむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(5) 契約容量

- イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値を参考に、最大負荷を基準として設定いたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。

- ロ 当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて

確認いたします。

(6) 電気料金

料金は、基本料金と、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた電力量料金および電気需給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表1(燃料費調整)によって算定された燃料費調整額を差し引き、もしくは燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

| 契約容量 | 基本料金 |
|---------------|----------|
| 1キロボルトアンペアにつき | 295. 37円 |

ロ 電力量料金

電力量料金単価は次のとおりとします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 |
|------------|---------|
| 1キロワット時につき | 23. 87円 |

ハ 本プランにおける電力供給にあたり、市場変化による調達状況に応じて料金を見直す場合があります。

(7) 契約容量の変更

イ 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、原則変更を承諾したのちに到来する電気の検針日もしくは計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

ロ お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の検針日もしくは計量日から1年目の日が属する月の検針日もしくは計量日まで、契約容量を変更することはできません。

ハ 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款(電気需給約款の変更)(3)および(4)に準じます。

14. 九州従量電灯1 リコー再エネエコノミー30(略称:再エネ30)

(1) 適用範囲

本プランは非化石証書を用いて、実質的に再生可能エネルギーの電気を提供するプランです。本プランの排出係数については、環境省公表予定の2019年度「電気事業者別

排出係数メニューC」を参照してください。

電灯または小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の都合でやむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

イ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、または60アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

ロ 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

(4) 電気料金

料金は、基本料金と、使用電力量 1キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた電力量料金および電気需給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表 3(燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を差し引き、もしくは燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

| 契約容量 | 基本料金 |
|------------|-----------|
| 契約電流30アンペア | 855.56円 |
| 契約電流40アンペア | 1,140.74円 |
| 契約電流50アンペア | 1,425.93円 |
| 契約電流60アンペア | 1,711.11円 |

ロ 電力量料金

電力量料金単価は次のとおりとします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 |
|------------|---------|
| 1キロワット時につき | 23.67円 |

ハ 本プランにおける電力供給にあたり、市場変化による調達状況に応じて料金を見直す場合があります。

(5) 契約電流の変更

- イ 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、原則変更を承諾したのちに到来する電気の検針日もしくは計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- ロ お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の検針日もしくは計量日から1年目の日が属する月の検針日もしくは計量日まで、契約電流を変更することはできません。
- ハ 電気の使用実態に応じ イ で決めた契約電流が不相当と当社が認める場合、当社はその理由を事前に通知の上、契約電流を変更することができるものとします。
- ニ 契約電流の変更にとまない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款（電気需給約款の変更）(3)および(4)に準じます。

15. 九州従量電灯2 リコー再エネエコノミー30(略称:再エネ30)

(1) 適用範囲

本プランは非化石証書を用いて、実質的に再生可能エネルギーの電気を提供するプランです。本プランの排出係数については、環境省公表予定の2019年度「電気事業者別排出係数メニューC」を参照してください。

電灯または小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

- イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の都合でやむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

- イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値を参考に、最大負荷を基準として設定いたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。

- ロ 当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

(4) 電気料金

料金は、基本料金と、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた電力量料金および電気需給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表1(燃料費調整)によって算定された燃料費調整額を差し引き、もしくは燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

| | |
|---------------|----------|
| 契約容量 | 基本料金 |
| 1キロボルトアンペアにつき | 295. 37円 |

ロ 電力量料金

電力量料金単価は次のとおりとします。

| | |
|------------|---------|
| 従量区分 | 電力量料金単価 |
| 1キロワット時につき | 23. 67円 |

- ハ 本プランにおける電力供給にあたり、市場変化による調達状況に応じて料金を見直す場合があります。

(5) 契約容量の変更

- イ 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、原則変更を承諾したのちに到来する電気の検針日もしくは計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
- ロ お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の検針日もしくは計量日から1年目の日が属する月の検針日もしくは計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- ハ 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款(電気需給約款の変更)(3)および(4)に準じます。

16. 九州従量電灯1(C) リコー再エネエコノミー30(略称:再エネ30)

(1) 適用条件

- イ 以下の何れかの条件を満たした場合に、本電気料金プランを適用いたします。

- ・本電気需給契約のお申込みと同時に、同一の需要場所において、当社指定の対象サービスの何れかをご契約いただくこと
 - ・本電気需給契約をお申込み時点で、同一の需要場所において、当社指定の対象サービスの何れかが契約中であること
- ロ 当社指定の対象サービスは以下といたします。
- ・NETBegin BBパック Select
 - ・NETBegin BBパック Next
 - ・リコー ひかり
 - ・マネージドITサービス「ゲートウェイセキュリティパック」
 - ・RICOH サイバーセキュリティパック
- ハ 本電気料金プランの供給開始後に、ロに定める対象サービスが解約となった場合でも、本電気料金プランは継続適用いたします。

(2) 解約条件

本電気料金プランを解約する場合は、お客さまは中途解約手数料をお支払いいただくことにより解約できるものといたします。また、以下に該当する場合は、中途解約手数料を支払うことなく、解約できるものといたします。

- イ 契約満了日(次年度以降の更新も含む)以前の1ヵ月以内に解約となる場合
- ロ 移転により解約となる場合

| | |
|---------|------------|
| 中途解約手数料 | 5,000円 非課税 |
|---------|------------|

(3) 適用範囲

本プランは非化石証書を用いて、実質的に再生可能エネルギーの電気を提供するプランです。本プランの排出係数については、環境省公表予定の2019年度「電気事業者別排出係数メニューC」を参照してください。

電灯または小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

- イ 契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(4) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の都合でやむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(5) 契約電流

- イ 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア、または60アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

ロ 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

(6) 電気料金

料金は、基本料金と、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた電力量料金および電気需給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表 3(燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を差し引き、もしくは燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

| 契約容量 | 基本料金 |
|------------|-------------|
| 契約電流30アンペア | 855. 56円 |
| 契約電流40アンペア | 1, 140. 74円 |
| 契約電流50アンペア | 1, 425. 93円 |
| 契約電流60アンペア | 1, 711. 11円 |

ロ 電力量料金

電力量料金単価は次のとおりとします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 |
|------------|---------|
| 1キロワット時につき | 22. 67円 |

ハ 本プランにおける電力供給にあたり、市場変化による調達状況に応じて料金を見直す場合があります。

(7) 契約電流の変更

イ 当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、原則変更を承諾したのちに到来する電気の検針日もしくは計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

ロ お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の検針日もしくは計量日から1年目の日が属する月の検針日もしくは計量日まで、契約電流を変更することはできません。

ハ 電気の使用実態に応じ イ で決めた契約電流が不相当と当社が認める場合、当社はその理由を事前に通知の上、契約電流を変更することができるものとします。

- ニ 契約電流の変更にとまない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款(電気需給約款の変更)(3)および(4)に準じます。

17. 九州従量電灯2(C) リコー再エネエコノミー30(略称:再エネ30)

(1) 適用条件

- イ 以下の何れかの条件を満たした場合に、本電気料金プランを適用いたします。
- ・本電気需給契約のお申込みと同時に、同一の需要場所において、当社指定の対象サービスの何れかをご契約いただくこと
 - ・本電気需給契約をお申込み時点で、同一の需要場所において、当社指定の対象サービスの何れかが契約中であること
- ロ 当社指定の対象サービスは以下といたします。
- ・NETBegin BBパック Select
 - ・NETBegin BBパック Next
 - ・リコー ひかり
 - ・マネージドITサービス「ゲートウェイセキュリティパック」
 - ・RICOH サイバーセキュリティパック
- ハ 本電気料金プランの供給開始後に、ロに定める対象サービスが解約となった場合でも、本電気料金プランは継続適用いたします。

(2) 解約条件

本電気料金プランを解約する場合は、お客さまは中途解約手数料をお支払いいただくことにより解約できるものといたします。また、以下に該当する場合は、中途解約手数料を支払うことなく、解約できるものといたします。

- イ 契約満了日(次年度以降の更新も含む)以前の1ヵ月以内に解約となる場合
- ロ 移転により解約となる場合

| | |
|---------|------------|
| 中途解約手数料 | 5,000円 非課税 |
|---------|------------|

(3) 適用範囲

本プランは非化石証書を用いて、実質的に再生可能エネルギーの電気を提供するプランです。本プランの排出係数については、環境省公表予定の2019年度「電気事業者別排出係数メニューC」を参照してください。

電灯または小型機器を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

- イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(4) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の都合でやむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(5) 契約容量

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値を参考に、最大負荷を基準として設定いたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものといたします。

ロ 当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

(6) 電気料金

料金は、基本料金と、使用電力量 1キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた電力量料金および電気需給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表1(燃料費調整)によって算定された燃料費調整額を差し引き、もしくは燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は1か月につき次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

| 契約容量 | 基本料金 |
|---------------|---------|
| 1キロボルトアンペアにつき | 295.37円 |

ロ 電力量料金

電力量料金単価は次のとおりとします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 |
|------------|---------|
| 1キロワット時につき | 22.67円 |

ハ 本プランにおける電力供給にあたり、市場変化による調達状況に応じて料金を見直す場合があります。

(7) 契約容量の変更

イ 当社が、お客さまからの契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、原則変更を承諾したのちに到来する電気の検針日もしくは計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

- ロ お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量を新たに設定もしくは変更した後の検針日もしくは計量日から1年目の日が属する月の検針日もしくは計量日まで、契約容量を変更することはできません。
- ハ 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款(電気需給約款の変更)(3)および(4)に準じます。

18. 九州動力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則50キロワット未満であること。
- ロ 負荷率が16%を超える場合、本電気料金プランをご契約いただくことはできません。負荷率は別紙3(負荷率の算定方法)により算定された値を適用します。
- ハ 1需要場所において当社の従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
- ニ 同一の需要場所において、同一の名義により、当社の従量電灯とあわせて契約すること。
ただし、1需要場所において当社の従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときには、イに該当し、かつ、ロの契約電流または、契約容量と契約電力の合計が50キロワット以上のものであるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、契約期間中に、当社の従量電灯について、電気需給契約の終了または解約があった場合、当該電気需給契約はあわせて消滅いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

- イ 契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値を参考に、最大負荷を基準として設定いたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものといたします。

- ロ 当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

(4) 電気料金

料金は、基本料金と、使用電力量 1 キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた電力量料金および電気需給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表1(燃料費調整)によって算定された燃料費調整額を差し引き、もしくは燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|-----------|---------|
| 契約電力 | 基本料金 |
| 1キロワットにつき | 961.00円 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 | |
|------------|---------|--------|
| | 夏季料金 | その他季料金 |
| 1キロワット時につき | 17.12円 | 15.43円 |

(5) 契約電力の変更

- イ 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、原則変更を承諾したのちに到来する電気の検針日もしくは計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用いたします。
- ロ お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の検針日もしくは計量日から1年目の日が属する月の検針日もしくは計量日まで、契約電力を変更することはできません。
- ハ 契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款(電気需給約款の変更)(3)および(4)に準じます。

19. 九州動力 リコー再エネスタンダード100(略称:再エネ100)

(1) 適用範囲

本プランは非化石証書を用いて、実質的に再生可能エネルギーの電気を提供するプランです。本プランの排出係数については、環境省公表予定の2019年度「電気事業者別排出係数メニューB」を参照してください。

動力を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則50キロワット未満であること。
- ロ 負荷率が16%を超える場合、本電気料金プランをご契約いただくことはできません。負荷率は別紙3(負荷率の算定方法)により算定された値を適用します。
- ハ 1需要場所において当社の従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
- ニ 同一の需要場所において、同一の名義により、当社の従量電灯とあわせて契約すること。

ただし、1需要場所において当社の従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときには、イに該当し、かつ、ロの契約電流または、契約容量と契約電力の合計が50キロワット以上のものであるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、契約期間中に、当社の従量電灯について、電気需給契約の終了または解約があった場合、当該電気需給契約はあわせて消滅いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

- イ 契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値を参考に、最大負荷を基準として設定いたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものといたします。

- ロ 当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

(4) 電気料金

料金は、基本料金と、使用電力量 1キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた電力量料金および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。た

だし、電力量料金は別表1(燃料費調整)によって算定された燃料費調整額を差し引き、もしくは燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|------|------|
| 契約電力 | 基本料金 |
|------|------|

ウ

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 | |
|------------|---------|--------|
| | 夏季料金 | その他季料金 |
| 1キロワット時につき | 19.12円 | 17.43円 |

ハ 本プランにおける電力供給にあたり、市場変化による調達状況に応じて料金を見直す場合があります。

(5) 契約電力の変更

- イ 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、原則変更を承諾したのちに到来する電気の検針日もしくは計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用いたします。
- ロ お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の検針日もしくは計量日から1年目の日が属する月の検針日もしくは計量日まで、契約電力を変更することはできません。
- ハ 契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款(電気需給約款の変更)(3)および(4)に準じます。

20. 九州動力 リコー再エネエコノミー30(略称:再エネ30)

(1) 適用範囲

本プランは非化石証書を用いて、実質的に再生可能エネルギーの電気を提供するプランです。本プランの排出係数については、環境省公表予定の2019年度「電気事業者別排出係数メニューC」を参照してください。

動力を使用する需要で、次に該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則50キロワット未満であること。
- ロ 負荷率が16%を超える場合、本電気料金プランをご契約いただくことはできません。負荷率は別紙3(負荷率の算定方法)により算定された値を適用します。
- ハ 1需要場所において当社の従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)または契約容量(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること。
- ニ 同一の需要場所において、同一の名義により、当社の従量電灯とあわせて契約すること。
ただし、1需要場所において当社の従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときには、イに該当し、かつ、ロの契約電流または、契約容量と契約電力の合計が50キロワット以上のものであるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

なお、契約期間中に、当社の従量電灯について、電気需給契約の終了または解約があった場合、当該電気需給契約はあわせて消滅いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

- イ 契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値を参考に、最大負荷を基準として設定いたします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。

ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものといたします。

- ロ 当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

(4) 電気料金

料金は、基本料金と、使用電力量 1キロワット時につき契約種別ごとの電力量料金単価を乗じた電力量料金および電気需給約款別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表1(燃料費調整)によって算定された燃料費調整額を差し引き、もしくは燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合

合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|-----------|---------|
| 契約電力 | 基本料金 |
| 1キロワットにつき | 961.00円 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

| | | |
|------------|---------|--------|
| 従量区分 | 電力量料金単価 | |
| 1キロワット時につき | 夏季料金 | その他季料金 |
| | 17.92円 | 16.23円 |

ハ 本プランにおける電力供給にあたり、市場変化による調達状況に応じて料金を見直す場合があります。

(5) 契約電力の変更

イ 当社が、お客さまからの契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電力にもとづく基本料金を、原則変更を承諾したのちに到来する電気の検針日もしくは計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用いたします。

ロ お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更した後の検針日もしくは計量日から1年目の日が属する月の検針日もしくは計量日まで、契約電力を変更することはできません。

ハ 契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款(電気需給約款の変更)(3)および(4)に準じます。

21. 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款(電気需給約款の変更)に準じます。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款(電気需給約款の変更)(3)および(4)に準じます。

別表

1. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整単価は、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者の単価を適用します。

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は、原油換算率×燃料種別々熱量構成比(区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が公表しています。)

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

基準燃料価格は、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が公表しています。上限価格は、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が公表し適用するとした場合に限り運用します。

(i) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ii) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ上限価格以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(iii) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が上限価格を上回る場合

平均燃料価格は、上限価格といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{上限価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(i) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりいたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|---------------------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | その年の5月の検針日から 6月の検針日前日までの期間 |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間 | その年の6月の検針日から 7月の検針日前日までの期間 |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | その年の7月の検針日から 8月の検針日前日までの期間 |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | その年の8月の検針日から 9月の検針日前日までの期間 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | その年の9月の検針日から 10月の検針日前日までの期間 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | その年の10月の検針日から 11月の検針日前日までの期間 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | その年の11月の検針日から 12月の検針日前日までの期間 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | その年の12月の検針日から 1月の検針日前日までの期間 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | その年の1月の検針日から 2月の検針日前日までの期間 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | その年の2月の検針日から 3月の検針日前日までの期間 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | その年の3月の検針日から 4月の検針日前日までの期間 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間) | その年の4月の検針日から 5月の検針日前日までの期間 |

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が公表しています。

2. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

離島ユニバーサルサービス調整単価は、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者の単価を適用します。

イ. 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は、原油換算率×燃料種別々熱量構成比(区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が公表しています。)

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ. 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

離島基準燃料価格は、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が公表しています。上限価格は、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が公表し適用するとした場合に限り運用します。

(i) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ii) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回り、かつ上限価格以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(iii) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が上限価格を上回る場合

離島平均燃料価格は、上限価格といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{上限価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(i) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 離島平均燃料価格算定期間 | 離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間 |
|----------------------|-----------------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | その年の5月の検針日から6月の検針日前日までの期間 |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間 | その年の6月の検針日から7月の検針日前日までの期間 |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | その年の7月の検針日から8月の検針日前日までの期間 |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | その年の8月の検針日から9月の検針日前日までの期間 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | その年の9月の検針日から10月の検針日前日までの期間 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | その年の10月の検針日から11月の検針日前日までの期間 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | その年の11月の検針日から12月の検針日前日までの期間 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | その年の12月の検針日から1月の検針日前日までの期間 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | その年の1月の検針日から2月の検針日前日までの期間 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | その年の2月の検針日から3月の検針日前日までの期間 |

| | |
|---|---------------------------|
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | その年の3月の検針日から4月の検針日前日までの期間 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間) | その年の4月の検針日から5月の検針日前日までの期間 |

二 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が公表しています。

3. 燃料費等調整

燃料費等調整額は、燃料費調整額と離島ユニバーサルサービス調整額を合算して算出します。

燃料費等調整額 = 燃料費調整額 ± 離島ユニバーサルサービス調整額

4. 契約容量および契約電力の算定方法

契約主開閉器により契約容量または契約電力(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)を定める場合は、つぎにより算定いたします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

5. 負荷率の算定方法

負荷率とは、ある一定の期間の平均電力と最大電力の比率を表したものです。期間を定めて負荷率を算定することができます。

負荷率

$$= (\text{対象期間の使用電力量合計(kWh)} \div \text{対象期間の日数} \div 24(\text{時間}) \div \text{契約電力}) \times 100$$

計算例

$$\text{年間負荷率} \ast = (\text{年間使用電力量} \div 365 \div 24 \div \text{契約電力}) \times 100$$

※: 閏年の場合は 366 日を使用します。